

徳島市監査委員告示第2号

平成29年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長等から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成30年1月9日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	工	藤	誠
同	中	西	裕
同	梶	原	一
			哉

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

平成 2 9 年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

監査の結果（平成 2 9 年 1 2 月 1 日報告分）に基づく措置状況

消防局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 収入事務 (1) 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあった。	今回の指摘を受け、直ちに納入期限の設定を適正化することとしました。今後は行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。
2 支出事務 (1) 出張が完了した後、文書において復命すべきところ、復命書が作成されていないものがあった。	今回の指摘を受け、直ちに復命書を作成しました。今後は徳島市消防職員服務規程に基づき、適正に処理を行います。